

附 則

- 1 令和元年9月30日までに請求を受けた前金払については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同条を適用する。
- 2 令和元年9月30日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条第1項、第6項、第7項及び第8項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額(令和元年9月30日までに行う第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項、第7項及び第8項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第25条第1項の規定による請求があつた場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)による改正後の消費税法(昭和63年法律第108号)の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。